

(社)日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会
第 25 回 LLW埋設後管理方法分科会 議事録

1. 日時 2015 年 5 月 20 日(水)13 時 30 分～16 時 30 分

2. 場所 原子力安全推進協会（三田ベルジュビル）13 階 第 3 会議室・第 4 会議室

3. 出席者（順不同，敬称略）

（出席委員）新堀（主査），山本正史（副主査），吉原（幹事），河西，今村，白石，山本正幸，
山本修一，天澤，熊谷，塩見，新津，後藤，三木，関口（15 名）

（出席常時参加者）原田，仙波，池田，田村，東原（5 名）

（欠席委員）久田，宮脇，小峯，徳永，近江（5 名）

（決席常時参加者）なし

（欠席オブザーバー）麓

4. 配付資料

F14SC25-1 第 24 回 LLW 埋設後管理分科会議事録（案）

F14SC25-2 人事について

F14SC25-3-1 埋設後管理標準の改定案 本体（表紙，まえがき，目次，名簿等，簡条 1，簡条
2，簡条 3）

F14SC25-3-2 埋設後管理標準の改定案 附属書 B（参考）ピット処分とトレンチ処分の参照処
分場

F14SC25-4-1 埋設後管理標準の改定案 簡条 4 本体（段階管理による安全確保の方策）

F14SC25-4-2 埋設後管理標準の改定案 簡条 4 附属書集（附属書 D，E）

F14SC25-5 埋設後管理標準の改定案 簡条 5 本体（埋戻し方法；第 22 回分科会改定案
暫定承認版）

F14SC25-6-1 埋設後管理標準の改定案 簡条 6 本体（保安のために講ずべき措置 6.1 ～6.4）

F14SC25-6-2 埋設後管理標準の改定案 簡条 6 附属書集（6.1～6.4 関連；附属書新 1，附属
書新 2，附属書 O，P，X，Y，Z）

F14SC25-6-3 埋設後管理標準の改定案 簡条 6 本体の解説（5.1～5.4）

F14SC25-6-4 埋設後管理標準の改定案 簡条 6 本体（保安のために講ずべき措置 6.5 安全レ
ビュー）

F14SC25-6-5(1) 埋設後管理標準の改定案 簡条 6 附属書集（6.5 安全レビュー；附属書 A E，
A F）

F14SC25-6-5(2) 埋設後管理標準の改定案 簡条 6 附属書集（6.5 安全レビュー；附属書 A G，
A H，A J）

F14SC25-7-1 埋設後管理標準の改定案 簡条 7 本体（記録）

F14SC25-7-2 埋設後管理標準の改定案 簡条 7 附属書集（附属書 A L，A M）

F14SC25 参考資料 “閉じ込めに関する I A E A の定義の事例”

- IAEA SSR-5 (IAEA Safety Standards , Disposal of Radioactive Waste , Specific Safety Requirements No. SSR-5 抜粋, 和訳併記)
- IAEA Safety Glossary (Terminology Used in Nuclear Safety and Radiation Protection 2007 Edition 抜粋, 和訳併記)

5. 議事

(1) 出席者/資料確認

幹事より, 開始時, 委員 21 名中 15 名の出席があり, 分科会の成立要件を満たしている旨の報告があった。

(2) 前回議事録の確認

幹事より, F14SC25-1 の事前配布議事録(案)に基づき, 第 24 回の議事概要の説明があり, 議事録(案)に対してコメントはなく, 発言者氏名はすべて削除して正式議事録とすることとなった。

(3) 人事について

①報告事項

F14SC25-2 に基づき原子力規制庁の河原木氏の常時参加者登録解除の報告があった。

②審議事項

F14SC25-2 に基づき河原木氏の後任となる原子力規制庁の東原知広氏の常時参加者登録について審議され, 全員の賛成で登録が議決された。

(4) 「低レベル放射性廃棄物の埋設地に係る埋戻し方法及び施設の管理方法」の改定について

1) 用語の定義の改定案について

F14SC25-3-1 に基づき, 吉原幹事より, **箇条 3 用語の定義**の内, 懸案であった“閉じ込め”の定義について, 前回の分科会におけるコメントを反映した修正案 I と IAEA の閉じ込めの定義の事例を参考にした修正案 II の提案があった。また, IAEA の閉じ込めの定義の事例に関して, F14SC25 参考資料に基づき, 熊谷委員より補足説明があった。主な議論は以下のとおりである。

・この閉じ込めの考え方は時間軸, すなわち核種の半減期をいつも念頭に置いて議論する必要がある。将来, 核種が減衰した時点において, 施設の劣化に伴い安全評価で想定した範囲の漏出が起こるといえるのはよいが, 始めから漏出することがありうると言ってしまうと P A がとれなくなるおそれがある。F14SC25 参考資料の 1 頁の二つ目の㊦の記載で「閉じ込めは, 放射能の減衰が廃棄物によって引き起こされる危険を十分に減じるまで, 備えられなければならない」と述べているが, まさにこれがキーワードになると思う。

・IAEA の考え方は, これでよいと思うが, 日本では, これまで閉じ込めや移行抑制などの用語の定義は明確に区分されて理解されてきており, それとの整合性も考える必要がある。また, 修正案 II を採用する場合は, 2 段階の表現になっているのは適切ではないので, 前半の「まったく放出させないか」は削除してもよいと思うが, そうすると移行抑制とかなり近い意味の定義になってしまう。そのへんも含めて従来の定義と整合がとれるとよい。

・我々は, これまで基本安全機能として移行抑制の概念と閉じ込めの概念を分けて議論してきており, 時間を稼いで移行を抑制させる時期と操業時のように閉じ込めておくことが必要な時期に分けるといえるという考え方を採用しているが, その場合, 操業時に漏出はさせていないと言い切

れるのかという議論が起こり、「測定しても検知されない場合は漏出していない、すなわち閉じ込めている」という考え方をとって閉じ込めを定義する案が浮上してきた。そこで、言葉をどうするかが問題となるが、修正案Ⅰでは、閉じ込めとは漏出させないこと、すなわちゼロリリースとなるが、修正案Ⅱでは、検出限界以下の漏出、すなわち設計・安全評価で想定した範囲内に収まっていれば、閉じ込めは機能しているという考え方を強調した形で表現している。なかなか難しい議論となってきたが、これらの案についてご意見をいただきたい。

- ・この問題と類似している例として、余裕深度処分容器の蓋の溶接による密封性がある。蓋を溶接して密閉した場合は、気体状の核種も完全に密封されているが、ボルト締めでは、気体状の核種のごく一部が隙間から漏出する可能性があるが、その場合でも、核種は容器内に密封はされていなくとも、容器内にと閉じ込められているとはいえると思う。これは IAEA の定義にある“封じ込め=confinement, 閉じ込め=containment”に該当すると思われる。このような事例も参考にした上で修正案Ⅱを修文して、よい定義を考えていただきたい。

- ・修正案Ⅱでは安全評価という文言が入っているが、必ずしも閉じ込めと安全評価を結び付けて定義する必要はないと思うが。

⇒確かに閉じ込めの定義文の中に安全評価の文言まで入れるとくどくなると思うが、参考資料の IAEA の定義の事例の中に、「ほんの一部が放出することは避けられないかも知れない。それでもなお、そのような放出は、受入可能であることが安全評価によって立証されなければならない。」という記述があり、安全評価の想定範囲ならば閉じ込めていると言及できるのではないかと考えて、修正案Ⅱでは、安全評価の文言を入れて提案した。

- ・修正案Ⅱで、極微量の気体状放射性核種の放出があるという言い方はダイレクト過ぎると思う。やはりさきほど述べたように時間軸をベースにして、埋設段階と保全段階とで区別して要求される機能として、閉じ込めと移行抑制の定義を考える必要があると思う。

- ・難しい定義であるが、ゼロリリースが不可能であるのであれば、修正案Ⅱでよいと思う。ただ、PA のことを考えると悩ましい点もあり慎重にならざるを得ない問題だと思う。

⇒この定義の文章自体が PA に対する説明に使われるかどうかは別にして、とりあえず埋設処分に係るプロ（専門家や技術者）が読んだときに満足できる文章になっていればよいと思う。私としては、修正案Ⅱをベースにして、“極微量の放出が不可避な場合において”の“不可避な場合において”の部分は削除し、設計の中には被ばく線量評価が含まれるはずであるから、“設計及び安全評価で想定した”の文言から、“安全評価”は削除してよいと思う。

- ・その設計の中には、さきほど委員から指摘のあった時間軸への配慮、すなわちある期間内は、安全評価の想定内に閉じ込めるための設計、あるいはそれ以降の期間は安全評価で想定した範囲の移行抑制が発揮できる設計という考え方も含まれているのでしょうか。

⇒当然、そういう設計になると思う。ただ、ここで“安全評価”の文言をあえて書いても、閉じ込めを説明したいこちらの意図が伝わるかどうか疑問である。通常、安全評価と言えば、埋設が終了し、覆土施工以後の移行抑制を含めた安全性の評価を意味する場合が多い。

- ・LLW 安全評価手法標準では、基本的には長期的な安全評価を主体にしているが、操業時の安全評価も規定しており、そこでは、規制側の要求を考慮して、気体の放出、スカイシャイン、地下水への漏出などによる被ばくを全部加えても ALARA の観点から、公衆の目安被ばく線量が年間 $50 \mu\text{Sv}$ を超えないことを評価の目標としている。

⇒それであれば設計及び操業時の安全評価で想定した範囲と明確に書けばよいと思う。

- ・さきほど主査が意見を述べたように、設計には当然操業時の安全評価は含まれているので、ここで敢えて“操業時の安全評価”と書く必要はないと思う。
- ・埋戻し後の施設の管理を操業と呼ぶ場合もありうるので、混同をさけるために、ここでは、“操業時の安全評価”は加えないで、設計で想定した範囲と書く方がよいと思う。
- ・閉じ込めの定義文では、安全評価をはずとして、解説で、ここで言う設計には今議論された操業時の安全評価等が含まれていることを説明しておけばよいと思う。
- ・それがよい。設計には、それらがすべて含まれていることを書けばわかりやすくなる。

⇒設計については、規制側で要求項目を明確に規定しているはずであるから、こちらが勝手に設計の定義を変えることはできない。

⇒解説の記述で規制側の要求事項を満たす設計を書いておけば問題はないと思う。

- ・今までの議論をまとめると、閉じ込めの定義は、“ピット処分において放射性物質を廃棄物埋設地の限定した区域から放出させないか、あるいはそれらの極微量の放出が設計で想定した範囲内に収まるように放出を抑制するための機能”となるが、ここで“極微量の”の表現について議論したい。削除する手もあるし、極を取り“微量の”とする方法もある。IAEAでも社会性を意識して、“最小限にする”という表現を使っており、ここで言っている“極微量の”の表現には、それに類似した思いが含まれていると思うが、各位のご意見を伺いたい。
 - ・IAEAの定義を見ると、基本的には閉じ込めはゼロリリースに近い概念としているので、パッケージあるいは閉じ込め構造物の中から出てこないことが、閉じ込めの要件であると思う。ただ、拡散で通り抜ける気体状のものまで、それらのパッケージの中から一切放出させないことが閉じ込めだとは言っていない。また、閉じ込めは廃棄物が置かれている環境、すなわち周囲に水があるかないかなどの状態やパッケージの内圧の大小などにも依存するので、科学的な現象にまで踏み込んで厳密に定義しようとする議論が極端に走ってしまい、得策ではないと思う。これらの点を考慮して、もっと広い範囲の意味での“閉じ込め”を包含できるような単純な定義文にすればよいと思う。
 - ・新規制基準で述べている閉じ込め機能の説明を見ると、設計要求として「人工バリアからの漏出を監視できる設計であること」、及び管理要求として「人工バリアから漏出する放射性物質を測定できること」と明確に書いてあり、ここでは漏れることを前提として、モニタリングせよと言っている。これをうまく文章化すれば閉じ込めが定義できると思う。
- ⇒この要求事項だけでは、閉じ込め機能を明確に定義できないと思う。測定結果を見てどう判断すべきか、検出下限との関係などの記述はないので、この要求事項だけで閉じ込めの判定には結びつかないので、この文を定義に採用するには疑問があると思う。
- ・今、議論していただきたいのは、埋設施設において新規制要求に答えるためにどのように技術的に閉じ込めを達成するか、あるいはモニタリングするかなどの問題ではない。関係するすべての標準に共通して、“閉じ込め”をどのような意味で用いているのかを明確にしておくことが肝要で、そのために、まずこの標準で閉じ込め明確に定義しておきたいと考えている。先ほどの科学的な現象まで踏み込んだ厳密な定義は困難とのご意見によれば、案Ⅱよりは案Ⅰの単純な表現の方がよいように思えるが、どこかにある程度の漏出は許容できるというニュアンスを、注記でも解説でもよいので残しておくことができないものだろうか。

- ・“物理境界が定義できて、その外では実質的に廃棄物に起因する放射性物質の存在が確認できない状態”，これがたぶん閉じ込めのごく平易な定義になると思う。
 - ・そうすればやはり修正案Ⅰということになると思う。
 - ・修正案Ⅰでは、新規制基準に準拠した概念になっているので問題はないと思うが、必ずしもゼロリリースまで求めるものではないことが示されていないので、反対される委員もあると思われる。したがって、今回は注記を削除して提案したが、修正案Ⅱに示した IAEA の閉じ込めの概念などを導入した注記が必要になると思われる。
 - ・修正案Ⅰに戻せばよいという意見になっているようであるが、もともと修正案Ⅰプラス注記で十分であったと思うが、どのような経緯で修正案Ⅱが出てきたのか。
- ⇒それは、このような定義を注記でくどく説明するのではなく、定義文の中で明確に示すべきとの前回の分科会での議論に基づくものであり、熊谷委員から提供された IAEA の定義文を導入して修正案Ⅱを提案した次第である。この定義文は不完全だと思うが、さきほど主査がまとめられた修正を加えれば、閉じ込めがゼロリリースではないことを明確に示すことができる定義になると思う。
- ・がっちりとした定義にするならば，“ある領域からの漏出を設計によって防止するか又は抑制する”ということになると思う。領域をどこに見るか、抑制の場合はどこまで許容されるかなどの問題については、解説で示しておけばよいと思う。
 - ・バリアの単位で考えれば、漏出と言えば人工バリアからの漏出であり、抑制と言えば天然バリア中の移行抑制になるので，“漏出の防止あるいは抑制”という表現で閉じ込めを定義するのは適切ではない。
 - ・ここはやはり最初に意見があったように時間軸の考え方を導入して、閉じ込め機能は永遠に続くものではないので、ある期間内は、どういう領域に留めておけば閉じ込めであると言えるのかがわかるような定義がよいと思う。
 - ・それがよいと思う。新規制基準の条文を見れば、埋設段階は閉じ込めが要求され、それ以降の保全段階では移行抑制が要求されると明確に書いてある。
- ⇒それはまさに段階管理の考え方であるが、ここでは時間軸とは関係なく埋設段階においては閉じ込めが要求されているならば、どういう状態が維持されていれば、閉じ込めていることになるのかが分かる定義が必要だと思う。定義の中に時間軸をいれて、ある時間軸の段階では、これこれの状態であれば閉じ込められているという定義は不自然だと思うが。
- ・そうではない。さきほども意見があったように新規制基準に従って、段階で分けて閉じ込めを定義することは可能だと思う。埋設段階では、まさに閉じ込めは、containment になる。
 - ・議論が発散しつつあるが、修復案Ⅱで“まったく放出させない”という表現とそのあとの“極微量”という表現には違和感があるので、“限定された区域からの放出を防止するために設計で求められている機能”と修文することで、修正案Ⅱを採用したいと思う。
 - ・熊谷委員の意見にもあったように、閉じ込め機能の説明には、“設計で求められる”という表現がある方がよいと思うので、例えば“設計で求められる範囲内に放出を防ぐ”というようなニュアンスになるように、再度修正案Ⅱをブラッシュアップしていただきたい。
- ⇒拝承。今日は多くのご意見をいただいたので、できればワーキングを設けて用語の定義を検討しなおして次回の分科会に提示したい。

・閉じ込めが要求されているピット処分の埋設段階と言えは昔の第一段階に相当する非常に短期間であるから、ドラム缶ですら閉じ込め機能を発揮していると言えないこともない。まして物理境界をピットの外側までに広げるのであれば、境界から有意に外へ出ることは、まず考えられないので、短期間であれば達成できる閉じ込めが規制側から要求されていると考えれば、もっと気楽に定義できるのではないかと思うが。

⇒そうではあると思うが、この問題を気楽には考えられない委員がおられる。民間規格を作るために学会には様々な分野の専門家が参加しているので、それらの方々の合意を形成して標準を仕上げる必要があり、もう少し議論を重ねて第Ⅱ案の修正で対応したいと思う。

- ・そうすると、閉じ込めが要求されている期間中においては、どの程度の放出レベルであれば許容されるかを決める必要があるが、我々にはそれを決めることはできない。それが決められない以上、閉じ込めの定義ができないという問題が起こってくる。
- ・その点は言われるとおりであると思う。そうなるとそのレベルを規制に求めることになるが、現在の法令では明確にはされていないし、今後示されるかどうかはわからない。
- ・そのような場合、昔からよく使う手として、「放射性廃棄物に起因する公衆の被ばく線量が一定以下になるように設計する。」という言い方を取り入れる方法もある。
- ・そうだとすれば、「設計の範囲内に収まるように閉じ込める機能」とすれば解決する。そのレベルは、設計要求として出てくる被ばく線量であるから、我々で定めることができるはずである。
- ・その場合、リークレート（放出速度）まで出せと言われると困るので、被ばく線量で示すことが肝要である。
- ・その場合、新規制に整合させて、ピット処分の場合は外周仕切り設備等の人工バリアからの放出に起因する被ばく線量が設計要求内に収まることを明確に示した方がよい。
- ・大事なポイントは、その設計要求はギブンされるものか、あるいは我々が設計の際に決めるものなのかであるが、私は与えられるものだと考えているが。
- ・新基準をみると人工バリアを設置し、人工バリアからの漏えいを監視できる設計であること、これが設計要求である。要するにモニタリングできればよい。言い換えれば暗に漏出が起こることを想定していると言える。
- ・人工バリアの設置が要求事項であるなら、人工バリアを設置すれば閉じ込めていると言えることになる。人工バリアの設置が第一義的にあるが、それだけでは多少の不安が残るので測定を命じており、その測定ができる設計を求めている。これが設計要求だと思う。したがって、モニタリングの測定値に異常がなければ、閉じ込められていると言えることになる。こういう概念であるから、閉じ込めとは、人工バリアから漏出させないことであるが、その確認は、設計において求められる設備でモニタリングを行い、バックグラウンドと有意な差がない測定値が保たれていることによって担保するしかなく、規制側もそれを求めていると思う。
- ・今のご意見はもっともである。そこで一度修正案Ⅰに戻って、明確に“閉じ込め”を定義している本文は採用し、注記はやめて、注記の内容、すなわち設計で想定した状態の維持、及び監視とバックグラウンドとの有意な差などに関する記述を本文に織り込むように事務局で検討していただきたい。難しい定義文になるが、それができれば、案Ⅰと案Ⅱのいいところ取りをした形になり、“設計”の概念も入れたほうがよいというご意見にも答えることになる。

2) 附属書 B (参考) この標準の参照処分場の改定案について

F14SC25-3-2 に基づき、関口委員より、前回分科会のコメントを反映した**附属書 B (参考) ピット処分とトレンチ処分の参照処分場**の修正改定案について説明があった。主な議論は、以下のとおりである。

- ・日本では、吹付部のことを Reinforced Concrete とは言わない。Reinforced Concrete Barrier (Shotcrete) とあるのは、鉄筋コンクリート層または吹付、ということではないのか。
⇒原典を見ると、溶接金網を並べて、高強度の吹付コンクリートとする場合のことを言っている。この層がある場合とない場合があり、ある場合はピット処分相当の廃棄物までが入る。

3) 箇条 6 保安のために講ずべき措置 (監視・保安) の改定案について

F14SC25-6-1～F14SC25-6-3 に基づき、関口委員より、前回の分科会におけるコメントを反映した**箇条 6 保安のために講ずべき措置 (監視・保安)**の修正改定案の説明があった。主な議論は以下のとおりである。

- ・スカイシャインガンマ線は最大値が周辺監視区域以外のところに出る。規制の方で直接ガンマ線と一緒に測定するようになっているが、実用的にどうするか、検討しておいた方がよい。
- ・グレイをシーベルトに変換する係数として、ガンマ線は 1 とする放射線荷重係数もある。附属書 Y の P.25, Y.4 の平常時で 0.8, 異常時で 1.0 とする係数との関係を整理する必要がある。
⇒2 件とも拝承。
- ・閉じ込めについての定義を見直した場合、附属書 P の表 P.1 で閉じ込めの監視も見直すのか。
⇒定義の見直しは、閉じ込めをどう表現するのかの議論であり、監視方法の見直しが必要になるとは限らないが、定義の見直し後、改めて監視方法の見直しの必要性について検討する。
- ・本体の 6.1 と 6.1.3 が「遮蔽その他適切な措置」と同じタイトルになっているので、見直した方がよい。
⇒6.1 の方を「遮蔽に係る措置」とする。
- ・附属書 P の P.19, P.21 の表 P.2 で、「受入れの開始から廃止措置の開始まで」とあるのは、「埋設の終了から廃止措置の開始まで」ではないか。
⇒記載ミスである。段階の名称は、「埋設段階」と「保全段階」に統一したいと思う。(関口)
⇒各段階がどういうものか、定義をしたうえで用いるのであればよい。
⇒用語の定義で各段階を定義している。法令用語ではないが、規制側の文書にも記載されている。次回より、段階の名称として、「埋設段階」と「保全段階」を用いる。

4) 段階管理による安全確保の方策の改定案について

F14SC25-4-1 及び F14SC25-4-2 に基づき、三木委員より、箇条 6 の修正に対応させて**箇条 4 段階管理による安全確保の方策**の修正改定案の説明があった。主な議論は以下のとおりである。

- ・本体 4.1 ほかの「基本安全機能とは直接的な関係のない管理措置」は否定的な印象であり、かつ正確ではないので表現を改めるほうがよい。
⇒拝承。代替案を検討する。
- ・「安全レビュー」は「定期安全レビュー」としてはどうか。
⇒元々、保安院の廃棄物安全小委で「安全レビュー」の表現を用いており、標準ではそれを引用した。一方、新規制基準では、「定期的な評価等」を用いている。どちらを採用するかは、もう少し検討して決めさせていただきたい。

- ・ 本体 4.1, p.8, 第 3 段落「処分方法ごとの各段階に要求される」がどこまでの文章にかかるかわかりにくい。

⇒文章を修正する。

- ・ 附属書 D の表 D.2, 表 D.3 の「機能期待期間」は、安全評価においても機能を見込んでいるものであるため、管理期間内と区別する必要はない。

⇒拝承。修正する。

5) 箇条 6 保安のために講ずべき措置（安全レビュー）の改定案について

F14SC25-6-4, F14SC25-6-5(1), F14SC25-6-5(2)に基づき、関口委員より、前回の分科会におけるコメントを反映した**箇条 6 保安のために講ずべき措置（安全レビュー）**の修正改定案及び附属書の新規改定案の説明があった。主な議論は以下のとおりである。

- ・ 遮蔽や移行抑制の機能は廃止措置の開始以降も求められているが、管理措置は廃止措置の開始までで終了している。管理措置をやめてもよいというのは安全レビューで確認するのか。

⇒機能そのものは、廃止措置の開始以降も設計上要求されているが、管理措置は放射能が十分に減衰してこれ以上継続して行う必要性がないということを安全レビューで確認すればやめてもよい、という考え方になっている。

- ・ 附属書 AF の表 AF.8 で、平均風速の単位が (m/a) とあるが、間違いでないか確認のこと。また表 AF.9 の収着分配係数の単位 (m³/kg) の乗数は指数の表記 (右上) とすること。

⇒拝承。修正する。

- ・ 最新知見として、国内外の事故事例の調査も対象になっているか。

⇒最新知見の具体的な例は表 AG.2 に整理している。事故事例との記載はないが、国際会議、論文、技術報告書などで取り上げられたものを調べると考えれば、対象に含まれている。

- ・ 安全レビューで行う安全評価の方法を見直す場合について記載されているか。

⇒附属書 AJ の AJ.1 の文章と図 AJ.1 で記載している。図 AJ.1 の「管理期間終了後の線量評価実施の必要性」のうち、「必要性」は不要なので削除する。

6) 箇条 7 記録の改定案について

F14SC25-7-1 及び F14SC24-7-2 に基づき、三木委員より、**箇条 7 記録の修正改定案**の説明があった。主な議論は以下のとおりである。

- ・ 例えば、附属書 AL, p.6 の下から 4 行目の「調整者」は「規制者」の誤訳と考えられるなど、TECDOC からの誤訳と思われるものが散見されるので確認すること。また、p.9 だけ英訳を併記するのはバランスが悪い。チェックしたうえで、英訳標記が必要不可欠なところのみ併記すればよい。

⇒拝承。

(5) その他

- ・ 次回開催は、7 月 15 日 (水) 13 時 30 分より JANSI にて開催することに決定。 以上